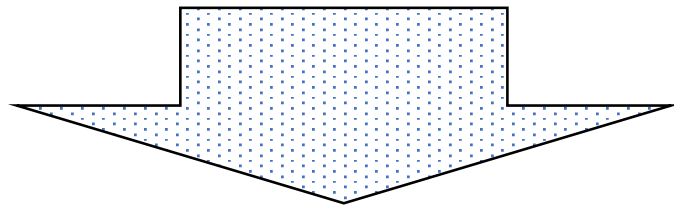


消費税率の引上げ&軽減税率制度の導入に向けたスケジュール

平成29年5月現在

区分	平成29年				平成30年				平成31年				平成32年				平成35年				平成36年																							
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	中略	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
税率	8%												10%																															
軽減税率制度													導入（①酒類と外食を除く飲食料品、②週2回発行される定期購読新聞のみ8%のまま）																															
請求書保存方式	請求書等保存方式												区分記載請求書等保存方式 【左記に加え、軽減税率の対象品目である旨等を記載】								適格請求書等保存方式（インボイス方式） 【①発行事業者は事前に申請、②相手方への交付義務付け】																							
中小事業者の売上税額の計算特例													導入（この間の課税資産の譲渡等を対象） 【①小売等軽減仕入割合、②軽減売上割合、③50%計算の3種類】																															
中小事業者の仕入税額の計算特例													導入（この間に帰属する課税期間を対象） 【①小売等軽減売上割合、②簡易特例の2種類】																															



《ココに注意！！》
 たとえ、飲食店を営むクライアントが免税事業者であっても、少なくとも顧客に渡すレシート等については対応が求められる
 ⇒ 決して他人事ではなく、平成35年10月のインボイス方式を見据えた行動が求められる

★★★ ここでやっておくべきこと ★★★

クライアントの不安を払拭する観点から、

- クライアント（特に飲食業）に取引の実態に応じた税率の区分説明
- 中小企業者の売上税額及び仕入税額の計算特例の説明
- レジシステムの改修に向けたアドバイスや、補助金制度がある旨の説明

などについて、できるだけ早期に対応する

《各種相談窓口など》

- 軽減税率制度のより詳しい情報
⇒ 国税庁ホームページ内の特設サイト
- レジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援
⇒ 軽減税率対策補助金事務局：0570-081-222（受付時間：9時～17時（土日祝除く））
- 転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する相談窓口
⇒ 消費税価格転嫁等総合相談センター：0570-200-123（受付時間：9時～17時（土日祝除く））